

第22回地域経済産業分科会議事録

○永澤地域経済産業政策課長 定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会第22回地域経済産業分科会を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。分科会の事務局を担当しております地域経済産業グループ地域経済産業政策課長の永澤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、会議の開催に当たり、地域経済産業グループ長の新居より挨拶をさせていただきます。

○新居地域経済産業グループ長 経済産業省の地域経済グループ長の新居でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、こうしてリアルとオンラインで御参加いただき、誠にありがとうございます。冒頭、少しだけ述べさせていただきます。

今日は地域の議論ですが、今、世界全体は時代の転換点と言っても過言ではない状況にあると思います。気候変動、コロナ、ウクライナ、3つの危機と大臣も申し上げております。加えて、地方においては少子化の影響で構造的な問題を抱えている状況であり、特に目の前の課題としては、エネルギー価格を含めた物価上昇の影響があり、短期的にも中長期的にも相当大変な状況にあると思っております。そういう中で、今こそ地域の稼ぐ力を高めて、良質な雇用をつくっていく必要性がますます高まっていると思います。

経済産業省地域経済産業グループは、これまで5年間、委員の皆様の御指導もいただきながら、地域未来投資促進法の枠組みを活用して、今日も御参加いただいています地方公共団体の皆様と連携しながら、地域の特性を活かした高い付加価値を創出する事業を生み出すことに取り組んできたということでもあります。

本日の分科会では、この地域未来投資促進法の施行状況から御説明差し上げます。そして、この法的枠組みの機能をさらに高めるべく、地方公共団体と連携した事業環境整備の在り方を中心に、基本方針の見直しの方向性について御議論いただければと存じます。

時代の転換点にある今、GX、DX、経済安全保障、サプライチェーンの強靱化など、国家的に重要な課題が浮き彫りになってきております。経済産業省としても全力でこれらの課題に取り組んでおりますが、これを全国各地に確実に展開して進めていくためには、各地域における事業環境整備が欠かせないと考えております。このため、後ほど御紹介い

たしますけれども、国として、税制の拡充をはじめ努力をしておりますが、さらに地方公共団体、各地域においても国と連携して、必要な事業環境整備に積極的に取り組んでいただきたいという思いがございます。

これに加えて、地域未来牽引企業もこの5年ぐらいやってきております。本日はこの中間評価の状況も御報告させていただきます。ぜひ委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。

なお、大変恐縮ですが、途中、国会対応で外さなければならないので、御容赦いただければと思います。

それでは、本日よりしくをお願いします。

○永澤地域経済産業政策課長　　続きまして、委員の出席状況を御報告いたします。本日は対面及びオンラインによるハイブリッドの開催方法を取っており、会場での参加が8名、オンラインでの参加が7名の計15名出席。伊藤委員、今井委員、大井川委員の3名が御欠席となり、18名の委員のうち15名の委員に御出席いただいておりますことから、定足数を満たしていることを御報告いたします。

加藤委員におかれましては、途中退席を予定しております。なお、今回から若林委員の後任として中村委員に御参加いただいております。また、大井川委員の代理として、茨城県産業戦略部・大竹次長に御出席いただいております。また、対面での御参加を予定しております井口委員は10分ほど遅れての参加と聞いております。

本会議の議事、配付資料、議事録等は公開となります。また、分科会の様子はYouTubeで中継させていただきます。御了承いただければと存じます。

それでは、本日の資料構成について御説明いたします。お手元 iPad 内の会議資料を御覧ください。本日の座席表、議事次第、委員名簿に続きまして、資料1「地域未来投資促進法の施行状況について（基本方針改定等による事業環境整備）」、資料2「地域未来牽引企業の中間評価について」、資料3「岩手県における地域未来投資促進法の取組状況」、資料4「茨城県における地域未来投資促進法の取組状況」となっております。ファイルが開かないなどの問題が発生しましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、ここからは地域経済産業分科会長である松原分科会長に議事を進行していただきます。松原分科会長、よろしくお願いいたします。

○松原分科会長　　産業構造審議会地域経済産業分科会の会長を務めております松原宏と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどグループ長からもありましたように、本日、大きくは地域未来投資促進法の施行状況について、それから地域未来牽引企業の間接評価について、皆様方より御意見をいただくことになっております。地域未来投資促進法に関わる議論の参考にするために、今日は岩手県、茨城県の方々からプレゼンテーションをいただくことになっております。

そうしましたら、まずは事務局より資料1、2について説明をお願いし、その後、岩手県、そして茨城県から続けて資料の説明をいただいて、まとめて皆様方から御質問、御意見いただければと思います。ちょっと説明が長くなりますけれども、ぜひ質問事項、あるいは御意見のところを覚えておいていただいて、後で御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、荒木課長からお願いいたします。

○荒木地域企業高度化推進課長 皆様、どうぞよろしくお願いします。地域企業高度化推進課の荒木と申します。

それでは、資料1をお開きください。まず4ページ、目次がございますので、目次を御覧ください。今回は、第1部としまして地域未来投資促進法の施行状況について、第2部といたしまして今後の方向性についてという2部立てで申し上げます。

右下のページ番号6ページにお進みください。法律施行の成果といたしまして、まずは基本計画です。基本計画、全国で263同意されております。活用分野といたしましては、成長ものづくり、観光・スポーツ・文化・まちづくりなどが多く掲げられております。全市区町村の約9割に当たります1,597の市区町村におきまして、基本計画において促進区域が制定されております。

ページをめくっていただきまして8ページ、地域経済牽引事業計画につきましては、全国で3,633の計画が承認されております。製造業が約8割です。食料品製造業、金属製品、生産用機械器具製造業などが多くなっております。非製造業につきましては、物流、倉庫を中心といたします運輸・郵便業、そして卸売業・小売業、宿泊、飲食サービス業が多くなっております。

2つ目のポツに進みます。実施期間が終了した事業の付加価値の創出額は平均で年間約1億円となっておりまして、基本方針の要件を上回っております。また、コロナの最中でありまして、経済活動が厳しい状況にある中でしたが、約半数の地域経済牽引事業者が域内調達額や雇用数を増加させる見込みということになっております。

進んでいただいて11ページ、地域未来投資促進税制についてです。この税制などの適応

を受けるために、主務大臣による確認を受けた事業は全部で2,866件です。これにより見込まれる設備投資額は総額で約6.7兆円となっております。

次は12ページを御覧ください。続きまして、地域経済牽引事業計画の活用促進に向けた課題について申し上げます。都道府県別の地域経済牽引事業計画数を御覧いただいているところですが、新潟県や長野県の件数は200件を超えております。一方で、10件から20件にとどまる地域もございまして、都道府県の間差が大きい状況になってございます。

続いて13ページ、事業環境整備についてです。地方公共団体は、基本計画において事業環境の整備について何をするかということを記載することが求められてございます。下のグラフに赤枠で囲っている項目が特に多く記載されているものですが、地方税の減免措置の創設でありましたり、地方創生関連施策との連携などの項目が多くなっております。

次に14ページ、固定資産税の減免措置と地域経済牽引事業計画の数について整理をしております。市町村の財政力指数は、自治体にお金があるかどうかということを示してございますが、財政力指数別に固定資産税の減免措置の有無と地域経済牽引事業計画の件数を比較しております。

左側のグラフ、青が条例をつくっている固定資産税を減免している市区町村、赤がしていない市町村ということになってございます。御覧いただきますと、ほぼ全てのカテゴリーにおいて青棒の減免措置を実施した市町村の件数が赤棒の実施していない市町村を上回っているということを御覧いただけたと思います。

続いて16ページ、付加価値目標の達成率と事業環境整備の項目数について整理を行いました。基本計画の付加価値創出額の目標達成率ゼロ、これは基本計画にひもづく事業計画がなかったものです。真ん中、達成率100%未満、これは事業計画にはひもづいているのですが目標には達しない。右側は目標を超える。この3区分にして比較を行いました。基本計画ごとに事業環境整備の具体的な内容が異なりますので、一概に比較することは難しいですが、成長率の高い基本計画は記載されている事業環境整備の項目数が多いという傾向が見られます。

17ページ、主な事業環境整備の項目と付加価値目標の達成率について分析を行いました。主な6項目の事業環境整備項目を記載している基本計画の状況を下にグラフでお示しています。いずれもおおむね6割程度が目標を達成しておりますが、残りの4割の基本計画は達成できていない状況にあります。ベストプラクティスを踏まえて、基本方針などの充実を図ることによりまして、地方公共団体などにより効果的な事業環境整備を促すべきで

はないかと考えております。

以上が事業環境整備についての課題になります。

続いて19ページ、次の課題ですが、デジタル田園都市国家構想交付金の特例についてです。この特例の内容は2つございます。1つ目ですが、基本計画に記載された事業を行う場合に、交付金の申請事業数の上限目安、資料に※で書いてございますが、この目安を超える申請が可能になるということ。もう一つの特例ですが、事業の実施主体が地域経済牽引事業者であり、一定の要件を満たす場合、この事業者への補助が可能となるというものでございます。

これまでの活用実績133件の100億円ということでございます。利用は一部の地方公共団体にとどまっているという状況にございます。

次に20ページ、連携支援計画についてです。これまで88件承認されております。広域連携を促すなどの成果が上がっております。一方で、2022年度末までに終期を迎える連携支援計画の多くが活動を終了する見通しでありまして、地域のイニシアチブを十分に引き出せていない状況にあります。

次の課題は22ページを御覧ください。土地利用調整についてです。まずは制度概要について申し上げます。この土地利用調整は3段階の手続になってございます。まずは基本計画において重点促進区域を設定いただく。次の手続は、市町村が土地利用調整計画を策定する。3つ目の手続は、事業者が地域経済牽引事業計画を策定する。これに基づいて整備される施設用地について、農業地区域からの除外や第一種農地の農地転用が可能という仕組みになってございます。

施設整備と農業上などの土地利用との調整を図った上で、これまで37件について原則不許可とされている第一種農地の転用などを行っております。

この制度について自治体からの意見がございます。次の23ページです。これまでの土地利用調整は、企業の立地計画が確定した段階で基本計画への重点促進区域の設定と土地利用調整計画の策定が行われたものが大半となっておりまして、この制度を活用して、将来の土地利用調整の可能性を企業に提示しながら企業誘致を進めることで、企業立地の加速を目指すという制度を効果的に活用している地方公共団体もありますが、そのような例は一部にとどまっております。

また、ほかの自治体でどのようにこの制度を効果的に活用しているのか、事例の共有を求める声もございます。

それでは、28ページに進んでください。以上が第1部の施行状況の御報告でしたが、ここから今後の方向性について御説明をさせていただきます。地域未来投資促進法の施行状況の検証や分析を踏まえまして、国としての措置を拡充するとともに、時代の転換点における各種の国の方針を基本方針に反映することが重要と考えております。

まず、国としてどのような取組をするのかということを1番に挙げてございます。具体的内容はこれから申し上げます。

また2番は、外部環境の変化を踏まえて地方公共団体などに期待される新たな取組ということで、時代の転換点に当たって重要となるサプライチェーンの強靱化ですとかGX、DXの推進に必要な事業環境整備を中心に、地方公共団体などに期待される役割を基本方針の見直しを通じて明らかにし、取組を促進しようということで、具体的内容はまた後ほど申し上げます。

それでは、29ページにお進みください。国としての措置のまず1つ目といたしまして、地域未来投資促進税制の延長と拡充です。1つ目のポツですが、この税制を2年間延長するという。2つ目のポツですが、特に高い付加価値を創出し、より一層地域経済に波及効果を及ぼす事業について上乗せ支援の対象とするという拡充がこの4月から実施される見込みとなっております。

続いて30ページ、固定資産税の課税免除等に係る減収補填措置の拡充についてです。特に高い付加価値を創出し、より一層地域経済に波及効果を及ぼす地域経済牽引事業につきまして、固定資産税の減収補填の対象となる市町村の財政力指数を、これまで0.67未満となっておりましたが、4月以降は0.80未満に引き上げることになります。拡充されます。この結果を試算してみますと、180以上の市町村が対象になり、その中には県庁所在地の多くも見込まれるという状況でございます。

なお、不動産取得税に係る減収補填措置につきましても2年間適用期限が延長されることとなります。

続いて31ページ、都市計画法の特例の拡充についてです。先ほど農地の土地利用調整について御説明しましたが、同様の仕組みが市街化調整区域の開発許可の特例にも措置されてございます。

具体的には、地域経済牽引事業の用に供する以下の対象施設と書いてありますが、この資料の右下にいろいろと具体の施設が書いてあります。この施設に関しまして、都市計画法上の市街化調整区域における開発を原則として許可して差し支えないものとされており

ます。

黄色いところ、昨年10月にデータセンターも新たに特例の対象に追加されたところです。地域におけるデジタル化を促進する上で大変有効な措置だと考えてございます。

続いて32ページ、デジタル田園都市国家構想交付金の特例の拡充についてです。現行制度においては、地域経済牽引事業を特定してから交付金実施計画を申請する必要がありますが、交付金実施計画申請後の事業の特定を認めることによりまして、地方公共団体や民間事業者などに対して地域経済牽引事業の組成に必要な時間を十分に確保することによって利用を促進しようという制度拡充を行います。

また、これまでは基本計画にひもづく事業が対象となっておりましたが、連携支援計画に記載された事業についても交付金の件数上限の弾力化措置の対象となります。これによりまして、連携支援計画の組成を促進していきたいと考えております。

33ページをお願いします。ここからは評価の見直しについて2点ございます。まずは基本計画の目標値の設定についてです。現行の基本方針、ガイドラインにおきましては、基本計画で定める付加価値創出額の目標値の設定は、地域によって適切な算出方法によるとされております。今後は、事業環境整備等の取組と、その成果である付加価値創出額の関係を適切に評価するために、目標値は地域経済牽引事業による付加価値創出額の積み上げを原則としてはどうかと考えてございます。

また、複数の分野を設定する場合には、分野ごとに目標値を設定することを推奨してはどうかと考えてございます。

34ページをお願いします。次は評価のタイミングについてです。現行の基本方針では、基本計画の計画期間の終了後に実施状況等を評価することになってございますが、下の図でもお示ししておりますが、一部の事業計画については、計画期間終了時点でも継続している状況がございます。そのため、今後は現行の評価に加えまして、全ての地域経済牽引事業が完了した段階においても、実績に基づく最終的な評価の実施を求めているかどうかと考えてございます。

続いて35ページをお願いします。外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組について、先ほどグループ長の挨拶でも申し上げましたとおり、現在は時代の転換点でございます。政府におきましてもサプライチェーンの強靱化、GXやDXの推進、人への投資などに取り組んでいるところでございます。

36ページです。GXやDXなどの重要課題への対応を全国各地で確実に進めていく上で、

持続的な地域経済の発展を担う地域経済牽引事業にも重要な役割があります。地方公共団体などによる事業環境整備についても、これら重要課題を念頭に置いた取組の強化が不可欠です。先進的な取組を参考にしつつ、基本方針を見直し、必要な事業環境の整備を促していくべきではないかと考えてございます。既存の事業環境整備についても同じです。

基本方針の見直しのイメージについては右下に書いてございます。③の重要産業の集積などによるサプライチェーンの強靱化については、岩手県から後ほどプレゼンいただきます。

⑦人材育成確保の支援については、佐賀県において高校生向けの県内企業のPRなどにより、県内就職率を高めています。

⑧産業用地の確保支援は、茨城県からのプレゼンで御紹介いただきます。

⑨人材重視経営についても柔軟な働き方の導入による企業価値向上の支援などに取り組んでいる自治体が多いです。賃上げ支援についてもパートナーシップ構築宣言企業に対する優遇措置などの取組を行っている自治体もございます。

このような取組を通じまして、御紹介することで各地域の事業環境整備を促進してまいりたいと考えてございます。

続きまして資料2、地域未来牽引企業の中間評価についての資料を御覧ください。

1 ページ目、地域未来牽引企業の中間評価についてですが、この未来企業は、地域経済への波及効果が大きく、高い成長が見込まれる地域経済の牽引役として、これまで約4,700者を大臣が選定してございます。2022年度に中間評価を行いました。今後、中間評価の結果や2024年度までの取組などを踏まえて、地域未来牽引企業の更新を複層的に判断してまいります。

2 ページ目をお願いします。今月、全ての地域未来牽引企業に対して中間評価結果を送付しております。同業種、同規模の企業の平均と比較できるデータを示すことで、自社の位置づけの客観的な把握を可能とするとともに、各企業の状況に応じて適切な施策を提案することとしてございます。

4 ページ目にお進みください。続いて、地域未来牽引企業の分析について。業種の構成としましては、製造業63%、卸売・小売12%、建設業8%、売上高は平均で72%、従業員数は平均186人となっております。

5 ページ目、個社の成長の観点から、売上高と従業員数の推移を比較しております。青が地域未来牽引企業、灰色が全企業の平均です。青線の地域未来牽引企業の2017年からの

伸び率は、一貫して全企業を上回っております。

続いて7ページを御覧ください。地域経済への波及効果について、域内の仕入れ額と域内仕入れ先の会社数を整理してございます。青線の地域経済牽引企業の2015年からの伸び率は全企業を上回っております。

8ページを御覧いただきますと、目標設定とその進捗状況についてです。2020年度に目標の設定をお願いしまして、現時点8割が設定いただいています。中間評価の際に進捗状況をお尋ねしますと、約半数の企業が当初に想定した以上、またはおおむね想定どおりの進捗状況となっております。

9ページ、成長に向けて各企業どのような取組をしているか。青線が実績、オレンジが今後やりたいことです。青線で申しますと、設備投資や新商品開発、デジタル化投資、研究開発などに取り組んだ未来企業が多くなってございます。今後の関心としましては、デジタル化投資や新商品開発、さらには輸出、M&Aなどに関心が高くなっております。

最後に1つ事例を御紹介します。この中間評価を通じまして、多くの地域未来牽引企業では人材育成や確保が課題になっているということが分かっております。そこで、働き方改革を通じて女性が活躍しやすい質の高い雇用の創出に取り組んでいる企業の事例を御紹介します。

山口県内の特産品を生かしたギフトの企画販売を行う株式会社アデリーでは、短時間勤務やリモートワークなどの働き方改革に取り組むことで女性が継続して働くことができる環境を整備し、地域に質の高い雇道を創出してございます。

以上で資料1、2の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原分科会長 荒木課長、ありがとうございました。最後の事例もありましたように、また資料の中にはほかの事例もいろいろあったかと思えますけれども、時間の都合で、また後で見ていただく、あるいは事前に見ていただいた方はそれに関してもコメントいただければと思います。

続きまして、岩手県から資料3について説明をお願いいたします。

○作山（岩手県） 岩手県商工労働観光部商工企画室の作山と申します。本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、お手元の資料1ページを御覧いただければと思います。岩手県の基本計画の概要でございますけれども、平成29年に、付加価値創出額69億円を目標に、岩手県全域を促進区域といたしまして、6分野を事業の承認要件として策定いたしております。

次のページを御覧ください。これまでに39件、約161億円の付加価値創出額の事業計画を承認いたしております。内訳を見ますと、承認件数、付加価値創出額ともに成長ものづくり分野が突出している状況になっております。

次のページを御覧ください。成長ものづくり分野の概況でございます。令和2年の県全体の製造品出荷額の合計は、およそ2兆5,000億円となっております、年によって若干の増減はございますが、長期的には着実に成長を続けております。

成長を牽引しておりますのが全体の約23%を占めます自動車関連産業と、同じく約16%を占める半導体関連産業となっております。それぞれ、トヨタ自動車東日本、キオクシア岩手、東京エレクトロンテクノロジーソリューションズなどの中核企業による生産機能強化や関連企業の新增設、地場企業への取引波及などという形で好循環が実現していると考えております。

これらに加えまして、本県では第3の柱として成長が期待されます医療機器関連産業、それからあらゆる産業や社会の高度化、高付加価値化を支えますIT産業、そして一番下のほうに緑で書いておりますけれども、これらの持続的な成長発展の基盤となりますものづくり産業人材の育成に取り組んでおります。このものづくり産業人材の育成については、それぞれの年代別であったり課題別という形で、より細かな人材育成の取組を進めております。

次のページを御覧ください。各産業分野別に取組を進めているところでございますけれども、本県の特徴といたしましては、産業のビジョン、あるいは振興戦略の策定と、それから産学官ネットワーク組織の形成というものを両輪で進めているところに特徴があります。

例えば自動車関連産業で御説明を申し上げますと、左側にあります現行ビジョンでは、2028年を目標年度として目指す姿、それから達成目標実現に向けて5項目30アクションを掲げております。一方、右側にありますが、2008年に設立いたしましたいわて自動車関連産業集積促進協議会というものがございまして、こちらには自動車関連産業に関わる県内の産学官機関377社、団体が参加しておりまして、これらの機関がビジョンに掲げる目標や施策方針を共有いたしまして、スライドの下のほうにございますけれども、それぞれ様々な取組を展開しているという状況になっております。

このビジョンと産学官ネットワーク組織を両輪として、地域で産学官が一体となって取り組むことが産業のさらなる発展に着実につながっていると考えております。

それでは、次のページを御覧ください。同様に、半導体、医療機器、ITと、名称の違いは若干ございますけれども、同じような形でビジョンとネットワーク組織を整備いたしまして、関連する産学官機関が一体となって取組を進めているという状況になっております。

県といたしましては、このような仕組みの構築や取組の展開が、産業のさらなる高度化や高付加価値化、あるいは新たなイノベーションの創出を生み出して、地域の持続的な発展につながっていくことを強く期待いたしております。

それでは、次のページを御覧ください。続きまして、地域経済牽引支援機関の1つであります、いわて産業振興センターの取組を御紹介いたしたいと思います。いわて産業振興センターでは、地域の関係機関と密接に連携して支援を行っておりますが、取組の1つとして、ものづくりDX推進コミュニティの活動がございます。

この事業は、経済産業省の地域DX促進活動支援事業の採択を受けまして実施しているものでございますけれども、地域の産学官の関係者が連携して、県内のITベンダーやテック系のベンチャー企業も参画いたしまして、DX推進のためのコミュニティをつくって、地域企業の課題に応じた支援を行っているという状況でございます。

このほか、いわて産業振興センターでは、カーボンニュートラルに向けた地域支援拠点として、東北で唯一指定を受けておりまして、カーボンニュートラルを踏まえた地域企業の業容拡大や、電動化に対応する高度技術者の育成なども進めております。

次のページを御覧ください。最後になりますけれども、これらに加えて、本県では地域未来投資促進法と連携いたしました地方創生推進交付金、現在ではデジタル田園都市国家構想交付金になっておりますが、こちらの活用も積極的に進めているところでございます。

平成30年から令和4年までに採択された交付金事業は10件となっております。例えば、右側に赤で囲んでおりますが、平泉町では、地域経済牽引企業であるものづくり企業とIT企業が連携いたしまして、地域のデジタル人材を育成する取組なども進めております。

このように本県におきましては、今後も地域未来投資促進法の制度を活用しながら、本県の強みを生かした地域産業の着実な発展を推進していきたいと考えております。

以上で発表を終わります。ありがとうございました。

○松原分科会長　御説明ありがとうございました。続きまして、茨城県から資料4について御説明いただけますか。

○矢口（茨城県） 茨城県立地推進課の矢口でございます。本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。茨城県における地域未来投資促進法の取組状況について、簡単ではございますが御説明させていただきます。

まずは、本県における基本計画の策定状況についてです。茨城県は可住地面積が大きく、地域ごとに異なった特性を持っていることから、10の地域版と県全域版の基本計画を策定しているところでございます。

次に、県全域版と各地域版の役割分担についてでございます。各地域版では、それぞれ集積している産業を地域の特性として記載しており、県全域版で幅広く県の特性を記載しています。二段構えにしたことにより、各地域版に該当しない業種であっても、県全域版を活用させることが可能となり、幅広い業種で制度の活用が可能となっております。

次に、地域経済牽引事業計画承認状況についてでございます。県全体で牽引事業計画の承認件数は2023年2月末現在で127件となっております。

次に、地域経済牽引事業の関連業種についてでございます。製造業が全体の約6割となっており、製造業以外の業種についても牽引事業が行われております。

次に、地域経済牽引事業計画の申請理由についてでございます。申請理由として、課税の特例の活用のために申請した企業は全体の約5割弱となっており、一番大きな割合を占めております。

次に、地域未来投資促進法の土地利用調整活用事例についてでございます。茨城県内において、地域未来投資促進法における土地利用調整を行った事例は2件であり、いずれも既立地企業の隣接地での活用となっております。

事例2件については、筑西市において、事業者が地域経済牽引事業計画を作成した後に農地転用の特例措置を活用いたしました。今後、業務用機械装置関連製造事業者が工場を整備予定となっております。

そのほか、古河市においても基本計画の変更を行い、農水省などの主務大臣の同意を得ましたが、立地企業が確定していないことから、土地利用調整の活用までは至っていない状況となっております。

最後に、市町村による産業用地開発の課題についてでございます。地域未来投資促進法の農地転用の特例措置については、農地区域及び一種農地の農地転用は原則不許可とされているところを、第1段階として県及び市町村が基本計画を変更または作成し、農水省などの主務大臣の同意を得て、重点促進区域を設定した後、第2段階として、市町村が土地

利用調整計画を作成し、県の同意を得て土地利用調整区域を設定し、最終的に事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を得た後に農地転用の特例措置が受けられる制度となっております。

実際に開発に着手するためには、立地予定企業による事業計画が確定している必要があり、既に立地している企業による既存敷地の拡張には有効な制度となっております。先ほど御説明しました古河市の案件が土地利用調整の活用までは至っていないのは、立地企業が確定していないためでございます。

一方で、一般的に企業は立地決定する際に用地が目に見えて造成されていることを望んでいる場合が多く、不特定多数の企業誘致を目的とした産業用地の開発には活用が難しいといったところでございます。そのため、土地利用調整の活用促進に向けたニーズとしては、市町村が行う産業用地開発の着手が容易となるよう、具体的に立地企業が確定していなくとも、農地転用の特例措置が適用できるような適用範囲の拡大を講じていただければありがたいと考えております。

なお、本県では、市町村の開発計画を積極的に支援しているところですが、圏央道周辺地域においては近年、急速に企業立地が進み、市町村の開発計画だけでは供給が間に合わない見込みであることから、緊急的な措置として、県施行による開発をつくばみらい市内及び坂東市内において進めているところでございます。

以上、駆け足でございましたが、茨城県における地域未来投資促進法の取組状況について御説明させていただきました。御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。

○松原分科会長 ありがとうございました。ただいま資料1から4までにわたりまして、地域未来投資促進法の取組状況につきまして、そして今後の在り方についていろいろ説明いただきました。ここからは討議に移ります。御発言がある方は、会場の方はネームプレートを立てていただければ指名いたします。リモート参加の方は、挙手ボタンを押していただければと思います。大変恐縮ですが、各委員3分程度で御発言をお願いいたします。

加藤委員、14時で退席とお聞きしていますので、最初に加藤委員から御質問、御意見いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○加藤委員 ありがとうございます。ウェブから失礼いたします。

事前説明のときに少し指摘させていただいたのですが、P36です。最初の枚数の多い資料になりますけれども……

○松原分科会長 資料1の36ページ。

○加藤委員　　はい。①から⑫まで整備に関する基本的な事項ということで、見直しのイメージを提案していただいたのですけれども、1つは、やはりスタートアップという言葉が、今国を挙げて推進しようとしているところなので、言葉を使うかどうかなのですが、使われるといいのではないかという御提案と、人材の確保のところ、少子化が相当進みますという先日の発表もありますし、確保はますます難しくなる中で取り合いになることが分かっていて、地方ですと、やはり海外から人を持ってこないといけないという状況にありますので、確保という表現はちょっと激しいというか、何か表現が違う方がいいのかなと思っています。

もう一つ、今、茨城県の事例発表もありましたけれども、私は農地を守ろうという勉強会に参加してまして、地元静岡も、ここは農業者から困ったなという声をいっぱい聞きます。さんざん耕して、さあ栽培しようと思ったら工場に転用されてしまうとか、第一種農地が転用にかかってしまうと、納税という意味では、もちろん市町村からすれば工業社さんが来て、納税をいっぱいしてくれるというのが分かっていて、市民としても市としても行政としてもそっちのほう望ましいというのは、お金だけ見るとそうなのですから、農業側からすると、サプライチェーンの話もありましたが、海外から輸入がしにくくなってくる。しかも日本は今貧しくなっていますので、買い負けしている状態の中で国産を奨励しましょうということを推奨しているときに農地転用を奨励するということがあると、ちょっと同業側にいる私からすると、国としてどっちなんだという感じです。

なので、特に第一種の農地転用については、やはり農業者さん側の現場の意見をしっかりと汲み取っていただいて、肥料とかも高騰していますので、投資した分、農業は国から大事にされていないのだと思われぬように、しっかり経産省と農水省とお話合いいただくとありがたいと思います。

以上です。

○松原分科会長　　加藤委員、ありがとうございました。まとめて事務方から最後のほうで答えていただくのですが、加藤委員は退出されますので、される前に事務方から何かお答えがあれば、よろしくお願いします。

○荒木地域企業高度化推進課長　　では、今の点についてお答えをします。

スタートアップについても事業環境整備の中できちんと位置づけるという点につきまして、様々な事業者の成長を促進するといった項目も事業環境整備に位置づけてまいりますので、前向きに対応したいと考えております。

一方、農地についても御指摘いただきました。地域未来投資促進法の農地の関係については、土地利用の調整ということで、いかに地域においてバランスよく土地利用していくかという観点で、自治体も含めてきちんに対応していきたいと考えております。

以上です。

○松原分科会長　加藤委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○加藤委員　ちょっと聞き取りにくくてすみません。ぜひ慎重に対応いただけると。やはり農家さんがこれ以上減っても困りますので、お願いいたします。

○松原分科会長　御意見承りまして、ほかの委員の意見も併せまして、また議論させていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、まず会場の豊永委員からお願いします。

○豊永委員　中小企業基盤整備機構の豊永と申します。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。最初の特権で、少し細々と申し上げるのを御容赦ください。

御説明ありがとうございました。見直し評価の観点からいろいろな角度でなされていて、進捗状況がよく分かりました。また、中核企業を中心にそれぞれの成果が雇用、その他で出ていることも分かりました。自治体の取組につきましても、課題が幾つか分かったという意味ではよかったのではないかと考えております。そうした御説明の中で気づいた点、4点ほど申し上げたいと思います。

1点は、地域中核企業の存在は大きいのですが、なぜ中核企業かというのと、その地域にそれが残ればいいではなくて、それを中核として地域に波及効果、トリクルダウンが起きるのだということを期待しての中核企業だと思うのです。だから、当該企業の成長のみならず、取引先企業数という数字はありましたけれども、中核企業を成長させることが地域経済にどういう効果があったのか、したがって中核企業は中核企業なのだというような、法律の本来の建前のところの説明がもうちょっとあっていいかなと。もしくは、そういう切り口でさらに見直しを進められるのも手かなと思います。これが1点です。

2つ目は、連携支援計画がありました。既存企業や中核企業で見られますけれども、企業単独で成長できる企業はいいのですが、そうでない企業に対しては、恐らくいろいろな支援活動をなされなければいけないわけですが、地域支援計画というのが、印象論かもしれませんが、取り扱われ方上、少し弱いかなと。茨城県でしたか、成長を支えるソフトな支援、固定資産税とかものづくり補助金の期待が多いとリーズンが書いてありましたけれども、実は成長を促すエポックメイキングなところとしては、そういうのが大きい

のかもしれませんが、持続性から言うと、やはりソフトな支援がその都度その都度支えていかなければいけないと思うのです。そういった意味では、連携支援計画にももう少し力が入ってもいいかなという感じを持ちました。

3点目が、個々の事業計画の中で今後、GX、DX、スタートアップという新しい要素を盛り込んでいかれると思うのですが、これを裏打ちするものとして何かないと、地域とか企業としてはトレンドリーなワーディングを並べて計画を見直し、策定していくということになると思うのですが、それをバックアップしていく国なり自治体のものが裏打ちされることが望ましいのではないかという気はしますけれども、改定とそこの裏打ちはどのようにつなげていかれるのでしょうかということ。改定の中身はちょっと定かでないところがあるのですけれども、これが3点目です。

4点目、最後ですけれども、これは答えがなければそれでもいいのですが、個々の自治体を中心とした基本計画なり、個々の事業者の事業計画を足し算していくと、どういう絵ができるのかと。国全体の産業構造なり産業の力、キャパシティーからいって、全部自動車、半導体でいいのか、それはオーバーキャパシティーになっていないのか、地域特性を生かしてもっとこういう産業に光が行ってもいいのではないかと、本来、地域グループらしい切り口で、数量調整はできませんけれども、どこかの餡みたいに同じ絵にならないような工夫はあってもいいのではないかという感じもします。なかなか難しいことなので、明確な答えがなければ、それでも結構だと思います。

以上4点、機会があれば教えていただければ幸いです。

○松原分科会長 豊永委員、ありがとうございます。4点とも非常に重要な点を指摘いただきました。浜口委員、お願いいたします。

○浜口委員 神戸大学経済経営研究所の浜口と申します。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。本日の説明、大変詳細にいただきまして、ありがとうございます。また、岩手県と茨城県から有意義な具体的な例を御説明いただきまして、大変参考になりました。

1つには、今後の方向性ということで、地方公共団体に期待する新たな取組という中で、本日、グループ長からのお話もございましたとおり、デジタル、グリーン及びサプライチェーンといった観点が出てくるかと思います。また、それとともに人材育成という観点の御紹介がございました。私の考えたところでは、人材育成というのは、デジタルであれ、サプライチェーンであれ、グリーンであれ、それぞれの項目での基本的な、どれにも関わ

ってくる要件になってくるものではないかと思われます。

お聞きしたいのは、これまでの各地方公共団体の取組の中で、人材育成に関して今後推進すべき具体的な取組として何か見えてきているものが既にあるのかどうかということと、また、これは恐らく地域の中でのいろいろな、大学なども含めた広い意味での連携ということが重要になってくるかと思えますけれども、こういった成功している取組に関して全国的に地方公共団体の間で情報共有されるような仕組みを考えられているのかどうかというところが1つでございます。

2つ目には、地域未来牽引企業について高いパフォーマンスが示されているということをお大変いいニュースとして伝えていただきました。質問ですけれども、今日の御説明の中では、具体的に地域未来牽引企業に対してどのような支援が行われ、そして実際、何がどのように効果的であったのかという効果の分析はなされているのかどうかというところがもしあればお聞きしたいということ。

この地域未来牽引企業というのは、いわば地域におけるエリート企業という位置づけをしてもよろしいのではないかと思う中で、地域未来牽引企業以外と牽引企業とのパフォーマンスの違いはもちろん重要ですが、エリート企業であるところの地域未来牽引企業の中のどういったところが特に突出してうまくいっているとか、あるいは企業のこのグループを1つのクラブとして、その中でいろいろな横の情報を参考にするという意味で、既にこういう政治的な取組がなされているからという情報は、もちろん地域未来牽引企業の間で共有されていく情報もかなりあると思うのですが、やはりここでも先進的な取組に関しての情報共有は非常に重要かなと思いました。

それから、岩手県からの御説明に関してなのですが、トヨタあるいはキオクシア、東京エレクトロンといった中核企業の進出を行って、製造業が非常に活発になっているという状況が大変よく分かりました。そこで質問なのですが、地域未来投資促進法の取組の中で、こういった中核企業の活動の活発化が地元企業のサプライチェーンの参加等を通じて、地域の中での調達の拡大等、こういった効果があったのか、何かそういう事例と申しますか、少し御紹介をいただけるものがあればお話しいただければありがたいと思いました。

それから、茨城県に関してなのですが、御紹介いただいたデータの中で1つ興味深いと思ったのが、企業が申請をした動機に関するところだったと思うのですが、その中で市町村税の減免に関するものを挙げたのが13%ということで、国税が半分ぐらいだった

と思いますけれども、比率としては国税に関するものよりも少なかったと思うのですが、この辺は何か課題になるようなものがあるという捉え方をされているのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

たくさんすみません。ありがとうございました。以上です。

○松原分科会長 浜口委員、ありがとうございました。岩手県、それから茨城県の方、すぐ答えが出ますか。後でよろしいですか。事務局に後でまとめて答えていただこうかと思っていますけれども、もしお答えいただけるのであれば、忘れないうちにお聞きできればと思うのですが。

○作山（岩手県） では、岩手県から若干御紹介させていただきます。

本県では産業戦略をそれぞれの分野ごとにつくって目標に向けた取組を進めており、その中で地域未来投資促進法の制度を活用させていただいております。

最近、大手企業が立地したことに伴う地場企業への波及効果という点では、グリーン化への対応が課題となっておりますので、自動車の電動化のための技術者育成という観点から、例えば大手企業をお招きして、部品を全部分解して、地域の企業の皆さんと一緒に勉強会を開くという取組を行っております。また、ものづくり産業のデジタル化に向けた取組では、3Dデジタル技術者を着実に増やしていかなければいけないということもありますので、デジタル化に向けた人材育成の取組を地域企業と連携して積極的に進めている状況でございます。

○松原分科会長 よろしいでしょうか。茨城県の担当者の方、聞こえておりますでしょうか。もしお答えいただければ助かります。よろしくお願いします。

○矢口（茨城県） 茨城県でございます。

課税の特例を活用した国税と市町村税の減免の関係で、国税のほうが随分多くて市町村税のほうが少ないことについて何か課題意識はあるかというお尋ねだったと思います。こちら、市町村につきましては、各市町村固有の個別の条例で固定資産税の減免の条例などを持っている例が多くございまして、こういったところもありまして、件数の割合で言うと、市町村税の減免より国税の課税特例の割合のほうが多い状況なのかなと考えております。

以上でございます。

○松原分科会長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、オンラインでつながっている委員、お待たせしました。関委員、関戸委員、

田島委員、岸本委員の順でよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○関委員　　関です。本来であれば、松原会長、委員の皆様にお会いするように、直接会場に行く予定だったのですが、若干体調が優れずウェブでの参加となりましたこと、とても残念に思います。私から3つほど御提案申し上げたいと思います。

まず1つ目なのですが、かなりいろいろな規制緩和と特例措置を設けていただいて、促進法については枠組みとして非常に有意性のある枠組みになってまいりました。ただし、企業の分布がものづくり企業にかなり特化している。それと、都道府県についても申請にばらつきがあるということで、これだけいい枠組みについて、運用に関して再度、各自治体、企業さんに対しても啓発、それとしっかりと説明をしていただくことによって、もっと利用促進を促していただく必要があるということを感じました。これが1点目です。

2つ目は、さっき何人かの委員の方もおっしゃっていたように、都市計画法の特例でいろいろな形で緩和できるのですが、先ほどの茨城県の事例にもあるように、個別の1対1対応で土地を切り出していくという仕方は、日本全体の人口が減る中で、できるだけコンパクトシティ、土地の活用をうまくしていくという形でいくと、今のような一個一個対応、個体対応よりは、やはりしっかりとした都市計画法上のゾーニングをもう一度見直す必要があると思います。

私は何度もこの産業構造審議会で申し上げてきているのですが、市街化調整区域を使っていくのはいいのですが、その後ろに控える白地農地については、やはりどちらかといえれば自然を守り、一次産業としての力を使っていく土地となっていくしますので、そういう意味では、立地適応もありますので、再度ゾーニングをしっかりとした上で、特例措置をうまく使っていただくような工夫が必要かなと思っています。

3つ目は、産業構造がかなり変わってきますので、DX、SDGsという視点に立つと、今日本は非常にチャンスがありますが、そのチャンスを阻害しているのが、実を言うと今ある様々な法律なのです。例えばドローンなどは大きい産業になるのですが、ドローンは問題があるということで、逆に法律を細かくし過ぎていますよね。ですから、もう一度こういうところの見直し。

あと、自動運転ももっといけるはずなのですが、御存じのように、例えば茨城県境町では、本当に自動運転をしているのですが、道交法の関係で運転手は乗らざるを得ない。こういったところの規制緩和。あと最近、少子化で私がいつも思うのは、地方に大学生はいないのですが、高校生がいるのです。なので、運転免許を16歳から取れるような形にする

と、地域の輸送、おじいちゃん、おばあちゃんを連れていくのに高校生でもいけるみたいな思い切った大胆な発想が必要です。

もう一つは通信法です。今、様々なところでインターネットと通信、5Gもそうなのですが、かなり通信のところにチャンスがあるのです。なので、こういったところの見直しと思い切った規制緩和、もしくは新しい制度をつくっていく形で、実を言うと、チャンスはあるのだけれども、日本は非常にもったいなくて、できない理由は、やはり几帳面過ぎる法律が今の時代に合わせて使えないというところがあるので、これは経産省さんだけの問題ではないのですが、国全体でもうちょっと新しい産業が起きるような各制度の見直しと改革、それと新制度をつくる。それは、今回の投資法という形で非常によくできていると思っていますので、うまく使っていくということがとても大事ではないかと思います。

質問ではなく提案になりますので、どうぞ御検討いただければと思います。松原会長、また今度リアルでお会いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原分科会長 関委員、どうもありがとうございます。3点にわたりまして重要な指摘をいただきました。続きまして、神奈川県商工会連合会会長の関戸委員、お願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○関戸委員 こんにちは。今、関さんがおっしゃったいろいろなこと、几帳面過ぎるというのは全くそのとおりだと思っていまして、ドローンにしても運転免許にしても通信法にしても5Gにしても、本当にそのとおりだと思います。

今、1億円の創出額が創出できたこと、これは5,000万円に対して非常に成果を上げられたということで、すばらしいと思いました。ただ、これも関さんがおっしゃったように、地域の格差、隔たり、承認件数の多いところと少ないところができしまったということがあります。

あと、地域未来牽引企業評価についてですけれども、商工会組織からも推薦させていたれていることですが、分析結果に出ているように、まさに地域を牽引する企業の成果が現れていると考えます。地域経済の発展にも引き続き、企業を一層選定できるように取り組んでいただくとともに、3ページにありますけれども、補助事業における優遇措置が挙げられております。その中で昨今、事業再構築補助金のニーズが非常に高まっております。こういうニーズの高い補助事業をぜひ追加していただきたい。

地域未来牽引企業が新たな取組を実施して、さらなる成長に向けて取り組んでいくことが期待できますので、ぜひ高額補助でエンジンを高めるような、モチベーションが上がる

ような内容にしていきたい。

以上でございます。

○松原分科会長 関戸委員、ありがとうございました。続きまして、田島委員、御発言いただけますか。

○田島委員 ありがとうございます。本日はそちらに伺うことができずに申し訳ありません。私からは2点申し上げたいと思います。1つは、人材の重視、育成、確保に関して。もう一つは、都市計画的な農地転用等についてです。

まず、人材重視経営ということで、資料1の38ページ辺りで御説明いただきましたけれども、先ほど、人材の確保という言葉について、ちょっと強過ぎるのではというご意見もありました。私は、新卒の人材を思い浮かべておりまして、大学で教えていることもあって、今まさにこの時期、学生が就職活動をしているわけですが、話を聞く中で、まさに彼らが地方で働くということをイメージしたときには、これは確保という強い取組をしていかなければ、東京で働くということに対して、地域に行ってもらうのはそう簡単なことではないということを感じております。

それは、地方出身の学生が東京の大学に来て学びたいことがある、中には、私のところには特に地域活性化を学びたいのだという学生がたくさん来るのですけれども、彼らは地元の企業のことについて知る機会が少ないです。出会う機会がやはり少ないので、そういった志のある学生ですら、なかなか地域に戻っていくことができないということについて、地域の中核企業が中心になって、本当に強い取組をしていく必要があると考えています。

特に現在、異次元の少子化対策ということで、女性の働き方に非常に注目が集まっていますけれども、これらの有望な牽引企業等でも、製造量が非常に優位な中で、こういった地域で特に女性人口の流出が大きいということについては、重く見ていく必要があると考えています。

女性が働きやすくというのは、今地方にいる数少ない若年女性にとって働きやすいというだけでは到底追いつかなくて、今学生である、生徒である、あるいは児童と呼ばれる若い女子が、自分は地域で働いてキャリアを作っていくのだという未来が描かれないことには始まっていかないと考えております。そういった意味で、今地域にいる方たちに地域の中核企業、こんな魅力的な職場があるのだということを職場体験であったり、学校に行ったりですとか、そういったことも含めて、もっともっと分かってもらうことが本当に必要であると考えています。

それから、産業用地の確保等についての話になりますが、農地転用については、立地企業が未定の場合も転用できるようにという茨城県の御報告もありました。過度に農地を開発していくということは、やはり望ましくないのですけれども、個別に転用を許可していく場合に比べて、市町村などが例えばブランチの計画のような形で、より環境との共生に望ましいような計画を前もって作って、そこに企業を立地していくというようなことができるのであれば、スプロール的な開発を個別に認めていくよりも、農地の再編というか、交通と農地の再編、それから産業用の立地ということを全て組み合わせて、よりよい計画ができる可能性があるかと思いますので、そういった計画的なものについては、転用がしやすくなるようにというような御配慮をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○松原分科会長 田島委員、ありがとうございました。人材と用地につきまして御指摘いただきました。神奈川県立産業技術総合研究所副理事長であります岸本委員から御発言いただけますでしょうか。

○岸本委員 ありがとうございます。岸本でございます。3点ほどお願いしたいと思います。

1点目は、冒頭の御挨拶にもございましたように、コロナ禍から原材料、エネルギーの高騰など、事業計画の承認を受けている企業様を取り巻く状況は大変厳しくなってきていると思います。そういう中で、今回の基本方針の見直しで昨今話題となっております賃上げの促進ですとか推進が挙げられていたかと思いますが、ぜひ企業様の状況など、ヒアリング等を通してしっかり確認していただきながら、未来投資促進法と関連して、進めていただきたいと思います。また、その辺につきまして何かお考えですとか御示唆いただけることがあれば、お伺いできればと思います。

2点目は、これまで地域の特性を生かした様々な分野で各自治体が基本計画を策定していますが、今回の方針の見直しの中で、経済産業省様として特に何か重点化していく分野を想定していれば御教示いただければと思います。

3点目は、ちょっと細かい話ですが、中核企業の成長過程におきましては、国際化ですとか海外展開というのが1つのポイントになると思っております。地域未来牽引企業の中には、目標設定をグローバル型として取り組んでいる企業がございすけれども、事業計画の承認を受けた企業様に対します海外展開等の具体的な支援面について、何か把握されているものがあれば、御紹介いただけますと助かります。

簡単でございますけれども、以上3点になります。よろしくお願いいたします。

○松原分科会長 岸本委員、ありがとうございました。3点御指摘いただきました。後で答えていただくことにいたします。それでは、会場から。井口委員から順番にお願いできればと思います。

○井口委員 ありがとうございます。今日は遅参いたしまして申し訳ございません。エリートとは思っていない地域未来牽引企業でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の見直しはとてもよいと思っております。私もその施策を受ける側として大変喜ばしく思っております。ただ、この中で幾つかお話をさせていただければと思っております。1つは、頑張れば何とかなるというのは企業業績でございます。他力的なものが幾つかございまして、そちらのことについてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、税制の優遇措置でございます。私どもは埼玉県所沢に工場がございます。所沢が悪いというのではないのですけれども、地域の格差がございまして、ちなみに所沢の財政力指数は限りなく1.0に近いのです。そうしますと、外れてしまったりいろいろございまして、そういうところも何とかならないのかなと思っております。

あともう一つ、今、私どもは工場用地を探しておりますけれども、農転の話ですとか市街化調整区域の話とかいろいろございますが、要は売り物が出てこないという問題がございます。そこら辺を何とかもっと流動性を高めるという施策があると、非常に伸びやすいのかなと思っておりますので、その点、お知恵を拝借しながら頑張っていければと思っております。ぜひそこら辺のところもよろしくお願いいたしますと思っております。

以上でございます。

○松原分科会長 井口委員、ありがとうございました。加戸委員、お願いいたします。

○加戸委員 松原会長、いつもお世話になっております。発言させていただきます。

いつも豊永さんや関さんにも多角的な視野から学習させていただき、ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思っていて、私は言うことないなと思いながら、少しでも発言させていただきたいと思っております。

企業誘致、スタートアップ、所得向上の3つかなと思っております。企業誘致に関しては、やはり地方は競争してでもどんどんやっていくべきで、これはさっき言った2番目のスタートアップのところにつながるのですけれども、対外から地域に投資をしてもらうことを呼び込むのは、誰かが核にならなければいけない、そういうきっかけがないといけな

いので、そこは大事だと。そこに農地転用というのは、1つの選択肢になりますので、先ほど皆さんおっしゃっていたように、計画を立てて、ちゃんとトレースをする。PDCA、月並みな言葉、何でもいいのですけれども、それができるのであれば、全体のバランスを取りながら、それは必要なのではないかと考えております。

2つ目のスタートアップという言葉なのですが、ここに入れるのが正しいかどうかは、私も微妙に悩んだところなのですが、先ほど私が申し上げたような観点、つまり地域外からの投資を呼び込むものと仮定すると、スタートアップ、もしくは事業の種は必要で、そういうものがどんどん生まれるような形であるとか、そういったものを行っている企業をどんどん未来投資促進法で支援していく、もしくは呼び込んでいく、作っていくということが大事なのではないかと思っています。

3つ目の所得向上なのですが、実は私、地域に寄った形で個々の立場を見させていただいているのですが、最近常々、若い人の所得が増えれば本当に世の中は変わるのだらうと思い出しました。私も経営者なので、賃上げという言葉は、あまり聞こえがよくないので、声高に叫びたいわけではないのですが、世の中のお金を回していくには、やはりパワーもあるし、実際行動力もある若手というか、女性も含めて本当に所得が上がっていくと、お金の流動性は上がるのではないかと考えています。

私、自分の地元でいろいろとインフラを敷いてデータを見ながらやっております。人流、金流、商流ということをやっているのですけれども、やはり金流です。特に電子マネーを使っているのを見ると30代、40代の女性とか、若い方はあるお金をすぐ使うというところが見て取れますので、そこを加速させるようなことをしなければいけないかなと。

あと、地元にいると、どうしても年配の方と話す機会が多くて、その方々が常におっしゃるのは、加戸君、お金は持っておくものではないというのがよく分かった、年を取るまでは分からなかった、年を取ってお金を使おうと思っても、もう使えないのだと。それは当然、孫やいろいろ渡すけれども、不安の助長でしかない。今の世の中の経済が回っていないのは、全て不安だからだと私は実感しているので、今日この場で発言させていただきます。

その不安を安心感に変えながら経済の発展を助長させるには、先ほども皆さんお話しされている人材の育成。私も人材の育成というのは、ずっと入るのですけれども、人材の評価体系を変えなければいけないのではないかと最近思っています。今日のお話の流れでいくと、ストレートに言うと、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、結局、未来投資

促進法を分析する資料の中に、その企業が年齢分布でこういった給与体系になっているかが必要なのではないかと思います。だから、年齢関係なく、ちゃんとその人材を評価できているかどうか。それが未来につながること。

そうすると安心して、自分の能力を発揮すれば、認められれば所得は上がるということで、当然、能力に応じた形での所得の向上になるし、そこでの若者への所得の増加が図れるということが一番順当な方法なのかなと。なので、そういった分析手法やそういったものを促す文章とかを入れていただけたら一番いいかなと思っています。

昨今、自助、公助という部分で、いわゆる資本主義があつと進んでいる部分と、公的な支援や補助金というところのマーケティングがそれぞれ乖離してしまっていて、ぽかんと真ん中に穴が空いていて、みんなが言うのは、できっこないわけではないのしょうけれども、賃上げすればいいのだとか、こうすればいいのだとか、いやいや、若者がもっと頑張ってスタートアップすればいいのだとか、乱暴な言葉だけは出てきていますが、やはり現実に何が起きているかといったら、みんなが不安になっている社会というだけで、それを安心していきながら、適正な評価であつたりとか、昔と違う体系。だから、人材育成ではなくて人材評価という形に変えてあげるべきかなと。

そうすると、少子高齢化の中でも女性の活躍や若者起業、ましてや、ここで一番思ったのは、未来投資促進法もあれば、中心市街地活性化の話もあれば、観光の話もあれば、いろいろなことで経済を活性化させていく。事業再構築というのは、それをうまく横串を刺しながら、みんなどこでも行っていいよ、その代わり、計画を出してその後ちゃんとトレースするからねとなっているから、安心して踏み込んでいっているわけなのですから、こういった横串とまではいなくても、ちゃんと連携を取れた形で前に進んでいく、推し進めるような法改正なり見直しをやっていただければいいのかなということで、私の意見に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○松原分科会長　加戸委員、ありがとうございました。先ほどの人材は立教大学の田島委員ですかね。下山委員、お願いします。

○下山委員　ありがとうございます。リンクデータの下山です。

私からは3点ほど申し上げたいのですが、まず、未来投資促進法に関して1点です。36ページ目に挙げている基本方針見直しのところなのですが、やること多いですよ。これすごく心配なのが、今、自治体の方々も計画疲れという言い方をすることがあるのですが、計画を丁寧やり過ぎるとか、国のほうからいろいろな計画の提出

を求められるということはよく伺っておりまして、本当にこの項目全部必要なのかというところ です。

これは項目出しの時点なので、まだどのような内容になるか見てからでないと判断できない部分はあるのですが、本当に全自治体がこれを策定すべきものなのか。今は91%というデータもいただいたところなのですが、これから100%を目指されるのか、そのような判断にもよるのですが、取り組めていない自治体があったとする場合、計画のところで負担がかかっている可能性も少し検討していただいて、本当にミニマムで必要なところに絞り込んで提示をした上で、あとはそれぞれの自治体さんの判断で必要なものを盛り込んでいただくとか、さらに言うと、計画を丁寧にやるよりも、実践して効果測定をして改善していくほうに力点を置くべきだとも考えられるのです。

計画を丁寧にやることはもちろん重要ではあるのですが、いかに改善点を見つけて、ちゃんと評価をして、修正をかけていけるかというところのほうが今、アジャイル型政策形成という言い方もすると思うのですが、こういった変化に応じて計画も柔軟に変えていく必要がある時代なので、その観点も踏まえた上で見直しのイメージを作っていただけるとよいと思います。

あとは、特に地方自治体、大小様々な規模がある中で、国と都道府県と基礎自治体の役割分担をどう考えるかというところ です。これももちろん地方分権という考え方はあるのですが、国として、経産省さんとして、どのような分担ができるとよいと考えているかという提案はしてもいいのではないかと思います。例えば都道府県、今日御発表いただいた茨城県さんと岩手県さん、そういった形で本当に地域の全自治体のことをよく見て検討いただいているところもあるので、そういったところを事例として紹介したり、こういった形で都道府県として取りまとめ役をうまく引き受けてもらったりとか、そういった方針を示す必要があるのではないかと思います。

あと、未来牽引企業の方です。こちらは2点あるのですが、今、選定の仕方として、データによる選定と推薦による選定の2種類があると伺っております。まず、この割合を知りたいと思ったところがあるのです。これ公表されていないようで、データによる選定が何件で、推薦による選定はどのぐらいなのか。先ほど政策効果というお話があったと思うのですが、その効果を見ていく上でも必要があると思っております。

あと、何をもって牽引していると言えるのかというところも先ほどほかの委員の皆様からもお話があったと思います。データの選定基準を見ると、全業種で都道府県内で、特に

売上高とか営業利益とか、5つほどの条件で選定されることになっているのですけれども、これだけで牽引していると言えるかどうかという、少し不足するのではないかと思います。特にデータのほうの選定要件の見直しも進めていただけるとよいと思います。

もう一点は、牽引企業の2ページ目にあったところなのですが、レポートを牽引企業の皆さんに返すというもので、前回の分科会、昨年度のものでもちょっと申し上げたのですが、これからは紙の世界から脱出する必要があるだろうと御提案したところなのです。これPDF文書で、ただのデータチャートが出てくるだけではなくて、元のデータとしてはもっといろいろな比較ができたり、自分の企業の立ち位置を見られるようなデータになっているはずなので、ぜひ動かないグラフではなくて、動くダッシュボードとして、こういった企業の方に提供していただくことも御検討いただきたいと思います。

以上になります。

○松原分科会長 下山委員、ありがとうございました。1番目に言われた効果測定がちょっと私、聞き取れなかったのですけれども、何効果測定とおっしゃいましたか。

○下山委員 未来投資促進法ですね。アジャイル型政策形成という言い方があります。

○松原分科会長 アジャイルと言われたのですね。

○下山委員 はい。PDCAサイクルをできるだけ細かく回して、それで改善の機会をたくさんつくろうという考え方ですね。

○松原分科会長 ありがとうございます。アジャイル型効果測定ですね。それでは、中村委員、ちょっと簡単な自己紹介も含めて御発言いただけますでしょうか。

○中村委員 静岡銀行で地方創生を所管しております中村でございます。冒頭、永澤課長様に御紹介賜りましたとおり、前任の若林に代わりまして、今回から参加させていただいております。

この委員会が立ち上がったときに、当時の所管役員だった大橋が任命を受けて、そのとき、実は私、地方創生部長を担当しておりましたので、こういった趣旨で立ち上がったかは承知しているのですけれども、その間、3年間、子会社の代表を務めておりまして、3年ぶりに復帰いたしましたので、改めてまた御指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

私からは3点お話をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、できるだけ基礎自治体の独自性を促すような取組になっているといいのではないかと考えておりまして、こちらの資料に記載があったとおり、実は長野県と新潟

県が非常に件数が多かったということで、実際、手前ども静岡とどこが違うのだろうと確認しましたところ、静岡の場合は、静岡全域とそれ以外の3促進地域ということなのですが、長野県の場合は12地域、あるいは新潟県の場合は全域と15地域ということで、やはり広い地域から個別性のあるものが上がっているという要因が1つあると思います。

それと、実施している税制優遇、静岡はないのですけれども、長野の場合は不動産取得税の免除ですとか固定資産税の免除、あるいは新潟の場合は、それに加えて事業税とか法人県民税の減税とか、地域が独自の対応をしているという部分があって、より個別で地域に合ったものになっているということが想定されることと、付加価値の増額も静岡の場合4,754万円から5,500万ということなのですが、長野の場合は3,685万円とか、新潟の場合は3,628万とか、バーが少し低かったりするという面もあって、やはりこれは地域の実情に合った設定になっているのかなと思っております。こうした地域性を反映できるような、そういうものを促進するような仕組みにされると、もっと活用されるのかなと思ったのが1点です。

2点目は、計画承認の弾力性というか、結局、私どもも事業補助金とか制度の支援をしている人間がいるのですけれども、そういう人間と話していくと、牽引事業計画を作成する企業の多くは、やはり工場建設における税制優遇というのはかなり大きな要因になっています。それと、実は工場を計画したときと、実際に着工していくと計画変更がいろいろあったりとか、オーナー企業ですと社長の一存でいろいろ変わるとか、いろいろな要因があると思います。

先ほど、資料の32ページでしたか、地公体に対しても少し弾力的な、計画について少し余力を持たせるような取組をされるということなのですが、一方で、企業に対しても多少そういう融通が利くような仕組みがあると、さらに利用が促進されるのかなと思っています。

3点目は、制度と牽引企業の仕組みの認知度向上をもっと図らなければいけない。これは私どもの反省も込めてなのなのですが、そのためには、先ほどからGX、DX出ていますが、この制度に基づく計画を作ったり、認定企業に選ばれると、ほかにもいろいろなところでいろいろな優遇が受けられるような横展開ができる仕組みがあると、さらに認知度は上がっていくと思いますので、この辺り検討いただければ、さらに認知度が上がって、利用が促進されるのではないかと思います。

以上です。

○松原分科会長　　かなり具体的なことも含めまして御提案いただきました。ありがとうございました。それでは、お待たせしました、山田委員、お願いいたします。

○山田委員　　交通公社の山田です。私は、観光領域の人間なので、ちょっと観光系の話をしたいと思います。

事前のレクのときにもお話をしましたけれども、投資促進が非常に動いて、コロナの中でも大きな成果を上げているのはすばらしいことだと思います。こういう支援をすることによって、かなりプラスに、ポジティブに地域の事業者が動いていくのだということが実証されたことはよかったと思いますので、こういう施策は進めていっていただきたいと思っています。

一方で、私の立場からすると、資料を見ながらいつも思うのは、こういった制度を使う目的として、観光とかまちづくりというのは結構な率出てくるのですが、実績のところで見ると、ほとんど出てこないのが実態で、実態として動いているものの大部分は製造業の話ということです。

地域の製造業を動かすということは重要なことなので、それを否定するつもりはないのですが、例えば雇用の問題において、若い方とか女性の方とかの雇用吸収ということを考えて、地域でサービス業を発展させる、特にその中で観光というものを横軸に入れていくのが、非常に重要なことだと思っているのです。しかも、もともと目的では、観光などが結構な率で入っている。目的で入っているのに実態が伴わないというギャップがなぜ生じているのかというところについては検証していただきたいと思うし、何かしらハードルが具体的に分かってくれば、そこを突破するような施策というか手助けをお願いしたいと思っています。

例えば選定要件のところ、牽引企業等のところで、観光業はどうしても零細企業が多いので、規模の要件だとか売上とかのところでは超えられないということであれば、経産省さんでいえば、グループ補助金みたいな形で、ある程度集合体で企業を見るみたいなやり方もあるので、そういったようなものでボリュームを考えるとということも必要ではないかと思っています。

特に私が常々思うのは、地域で産業政策というと、ほぼほぼ製造業の政策になっていて、観光サービス業の政策は、多分どこも所管していないということです。観光庁さんも旅館とかの個別の施設についての支援はするのですが、産業としての総合的な支援はしていない。一方、中企庁さんとか経産省さんの方に来ると、一応メニューに載っているの

けれども、本制度と同じように、実際には製造業の話になっていて、観光サービス業に対する政策というのは実はない。

なので、地方自治体の人と話をしても、産業政策系の担当の方というのは、やはり基本製造業のことが頭にあるので、観光産業をどう自分の地域で集積させて、それを発展させていくのか、もっと言うと付加価値を高めていくのかみたいなことは、ほぼほぼノーアイデアだし、どうしていけばいいか分からないというのが実態です。

また、私もこういう委員をやっている関係で、地域のリゾートの方とかとこういう制度を使ったらどうですかみたいな話をしているときに言われるのは、まず自治体が観光産業の振興策がわからないということ。さらに、関心のある自治体の現場に本施策がうまくあわないということ。例えば固定資産税の減免は、本施策の大きな利点だと思いますが、地域観光で何が起きているかというと、所有と経営の分離が進んでいます。

特に、地域によっては、コンドミニアムみたいなものも出てきていますが、不動産は分割されてしまうため、普通の製造業さんのように1社が何十億の資産を持っているということではなく、一個一個だと数千万ぐらいのものになってしまうため固定資産税の減免自体が、あまりインセンティブにならない。さらに、固定資産税減免は購入者には恩恵があっても、開発事業者にとっては薄いため、開発誘導のインセンティブともなりにくい。ただ、こうした先例にない事業が、世界中から投資を集め、地域に観光産業の基礎をつくっているということが現状です。

なので、観光サービスならではの動きも含めてキャッチアップしていただけるようになると、先ほど冒頭で言った観光とかサービスといったものを地域で広めていくところの支援策になっていくのではないかと考えているところです。

私も話しながら、これをどう実現するのかというのはなかなか難しいと思っているのですが、やはりどこかしらロールモデルになるような立上げを作っていって、なるほど、このように組合せをしていくとか、このようなことをしていくとこうなるのだみたいなことを自治体さん、または事業者さんたちに見せていくことが有効なのではないかと考えているところですので、検討いただければと思います。

以上です。

○松原分科会長　山田委員、ありがとうございました。これまでにない観点からの御指摘ありがとうございました。それでは、オンラインで手が挙がっております茨城県の大竹次長、それから広井委員、そして宇佐川委員の順でお願いします。まずは大竹次長、お願

いします。

○大竹（大井川委員代理） 茨城県産業戦略部次長の大竹でございます。本日は、県議会対応のために知事欠席、またウェブでの代理参加となることをお詫び申し上げたいと思います。

本県、大井川知事就任当初から企業誘致を最重要政策の1つとして位置づけて取組を進めておりました。おかげさまで企業立地面積が全国1位となるなど、これまで成果を上げておりますけれども、これはひとえに、本県独自の支援策に加えて、国による今回の未来投資促進法をはじめとする様々な支援によるものと認識をしております。今回、法改正から5年の見直しのタイミングにおいて、制度を一部拡充した上で継続することについて、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

資料1の35ページ以降にあります地方公共団体などに期待される新たな取組として掲げられましたGXやDX、人材投資といった点は、本県をはじめ多くの自治体においても大きな課題だと認識しております。自治体の計画疲れというところに御配慮いただいた発言もありましたけれども、必要なものについては我々も対応していきたいと思っておりますので、見直される基本計画を通しまして、先進的な取組がベストプラクティスとして各自治体に共有されることを期待したいと思っております。

また、本県の未来投資促進法の取組状況や要望については、冒頭の本県からのプレゼンの中で触れたところでございますけれども、やはり企業誘致というものは、国内の地域間での競争のみならず、国内と海外との国際的な競争となるような場面も非常に多くなっております。そのために、いかに企業の土地ニーズに迅速に対応していくかということが我々自治体サイドとしては重要な課題になっていると思っております。

先ほど資料1の22ページにありましたけれども、土地利用調整計画の同意や地域経済牽引事業計画の承認に1年弱の期間を要するということになると、企業の意思決定のスピード感には合わないといったこともありますので、要望させていただいたように、事業計画の承認がなくとも農地転用などの特例措置が活用できる仕組みとなると、我々としても大変ありがたいと思っております。

まずは運用面での改善やベストプラクティスの共有など、できるところから進めていただきつつ、ぜひとも制度改正をお願いしたいと思っておりますし、本件では知事からも強く要望するように仰せつかっておりますので、特段の御配慮をいただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○松原分科会長　大井川知事に代わりまして、大竹次長から御発言いただきました。ありがとうございます。広井委員、御発言いただけますでしょうか。

○広井委員　ありがとうございます。私から1、2点コメントさせていただければと思います。

1つは、まちづくりとか都市デザインといいますか、そういうものの連携みたいなことを重視してよいのではないかということで、先ほども関連のお話がありましたけれども、やはり今、3次産業が7割を占める時代において、どういうところに人が集まるのかということを考えると、もちろん雇用があるから人が集まるということもあるわけですが、同時にまちの魅力があって、あるいはそこが暮らしやすいということも含めて、まちの魅力で人が集まって、そこで結果として雇用が生まれて循環するという面もかなり大きくなっていると思います。

また、さらにはまちの魅力、あるいはそこでの人々のいろいろなコミュニケーションがあって、それが様々なイノベーションにもつながるというような状況もあると思いますので、まちづくりとか都市デザイン、言い換えますと産業論と空間論といいますか、そういうのをうまく組み合わせた対応で、そこではデザイン系の人材とか若い世代も含めて、そういう層との連携みたいなことも重要になってくるかと思います。

言い換えますと、今の日本の多くの地方都市、シャッター通りも20万以下ぐらいですと、間違いなく大抵そうになっていたり、空洞化している、もっと大きな規模の都市でもそういうことが生じているわけで、そういったまちの魅力が失われると、人も若者も出ていくみたいな状況がありますので、まちづくりと都市デザインとの組合せ。

例えば、私が知っている例で言いますと、北海道帯広とか苫小牧などもそうですけれども、割とそういった地場産業とまちづくりを組み合わせた取組も始まったりしていて、そういう新しい動きも出てきているかと思いますので、そういった点も注目しながら考えていくのが大事ではないかというのが1点目です。

2点目は簡潔にですが、若い世代、Z世代という言い方もありますけれども、支援という視点です。学生とかを見ていて、ここ10年ぐらい割とローカルとか地域というものに関心を向けて、中には起業していくというような動きが結構活発になっているように思えまして、そういった若い世代への支援という視点も考慮しながら進めていくことが大事なかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○松原分科会長 広井委員、ありがとうございました。宇佐川委員、御発言いただけますでしょうか。

○宇佐川委員 発言の機会をいただきありがとうございます。人材に関して気づいたことをお伝えします。

人材をどう確保するかは、日本全体の課題で、人数だけでなく、質的なギャップに課題を感じています。コロナの前は、特に地方部では現場の人材、人数が足りないと言われていたが、現在は、質的なギャップも非常に大きくなっています。求めるレベルの人が採用できない。かつ育成も、今までの社内の延長線で教えることがなかなか難しい。産業転換やイノベーション、DX化等、必要なことは分かるが、社内で教えられない、育てられないことも問題になっています。

まず1点目は、一社一社で人材を育成することが難しい地域、中小企業もあります。そこで、未来牽引企業を中心とした地域コンソーシアムの形で育てることにトライできないかと思った次第です。

未来牽引企業にモデルになってほしいことが1点ございます。それは、人的投資を特に経産省が掲げられて、情報開示が進み始め、さらに積極的に行われることになっています。この情報開示項目には当然、女性の活躍推進もあれば、育成、人材に対してどの程度具体的に投資をしているかを開示していく必要がありますが、大企業のほうが開示も進みやすく、内容も豊富になりやすい、そうすると、特に新卒を中心にまず大企業に目がむくことが容易に想像できます。地域の中堅企業が情報開示の波に遅れず、できるだけ求職者が引きつけられる、例えば育成の仕方や評価の仕方、働き方、そういったことを積極的に出せる状態をどう支援していくかが重要と思っています。

さらに、開示できる内容がまずつくられた上でどのようにアピールするかも重要です。若者の流出の場合、一度、大学等で首都圏、都市部に出た方を地元に戻そうと思ったときには、地元の良い企業、良い雇用があることを伝える必要性があり、ここを未来牽引企業に期待しています。未来牽引企業は、例えば、くるみん等の認定を取っておられると思うのですが、自社ホームページに載せているだけではなかなか訴求しません。いかにそれを伝えるか。厚労省のサイトや、あちこちに点在している公的認証の良いもの、未来牽引企業も良いと思うのですが、そういった良い認証を学生さんたちが、すぐにたどり着ける工夫を行政横断でできないものなのでしょうか。

未来牽引企業にまずモデルをつくっていただいて、その上で未来牽引企業が人材確保が

うまくできていることや、人が育って、賃金が上がっているということを、モニタリングしながら追いかけ、こういった場で発表して、人的投資をして人が育つと産業も活性化し、さらに人材確保が容易になることを示すことで、未来牽引企業以外の地域企業もまねができるスキームに育てられるのではかと思えます。

以上となります。

○松原分科会長　宇佐川委員、どうもありがとうございました。人材につきまして提案もいただきました。

各委員から一言ずついただきましたけれども、追加で何かあればお伺いしますが、よろしいでしょうか。——それでは、ちょっと時間も限られてきましたので、事務局から回答をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○荒木地域企業高度化推進課長　かいつまんで回答申し上げます。

地域未来投資促進法の対象の人たちがいかに地域経済に波及効果を及ぼしているのかという点では、売上でありましたり、域内からの取引、さらには雇用といった点を引き続きウォッチしていきたいと思えます。

また、連携支援計画でありましたり事業計画、事業環境整備を基本計画に位置づける点につきましては、今回、地方創生推進交付金についても支援内容の拡充をしております。こういった様々な取組を通じて、国としてバックアップしていきたいというのが豊永委員から頂戴した御質問へのお答えです。

続いて、浜口先生の御質問については、人材育成については先ほども佐賀の件を申し上げました。各地域様々な取組が進んでございます。また、地域未来牽引企業にどのような支援を行ったといいますと、補助金の加点でありましたりコンシェルジュの支援を行っております。その成果については現在、整理をしているところでございます。

また、関先生から頂戴しました未来法の枠組みについて、さらに自治体に普及啓発すべきというのはおっしゃるとおりなので、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

土地利用調整については、様々な先生から御意見を頂戴しております。茨城県の大竹代理からも御発言ありましたとおり、日本全国そして海外との関係でも迅速な産業用地の確保は課題になってございますので、関係省庁と調整いたしまして、運用改善等に取り組んでまいりたいと考えてございます。

あと、関委員のお話に戻りますと、規制緩和について、この未来法では自治体の条例についての規制緩和もできることになっておりますので、よりPRしながら取組を進めてい

きたいと思います。

関戸委員からの今の未来企業への支援の充実については、前向きに取り組んでまいります。

田島先生から御指摘を頂戴しました人材の取組強化については御指摘のとおりなので、しっかり検討を深めていきたいと思います。

岸本委員から御指摘を頂戴した賃上げの促進のための環境整備にも政府一丸となって取り組んでいきたいですし、それを後押しする自治体も応援したいと考えております。今後については、地域の特性を各自治体において生かしながら、付加価値を高めていただくということをさらに追及していこうと思いますし、輸出の支援という点では、JETROで取り組んでおります輸出促進の支援措置を地域未来牽引企業に対して重点的に措置をしてございます。

井口委員から御指摘を頂戴した産業用地については、どこに土地があるのかというお困り事を私たちもよく聞きます。自治体による情報発信や確保に努めていただくとともに、国としてもやるべきことの検討を深めていきたいと思います。

あと、加戸先生は、企業誘致についてはおっしゃるとおりですし、所得向上に当たって、若い人の所得を高める必要があるというのもおっしゃるとおりなので、私たちもしっかり取組を強化したいです。

下山先生の御指摘の、自治体の事業環境整備の取組の検討については、各地域の産業基盤を強くする上で必要なものをしっかり選んでやっていただくことを考えております。また、未来企業についてですが、データで選んだ会社と推薦で選んだ会社はどちらがいいというわけではありませんが、多少、推薦で選んだ企業のほうが多いです。何をもって牽引しているかという点では、経済効果にこれまで主に注目してございます。レポートをデジタルでというのは、今後改善をしたいと考えております。

中村委員から御指摘を頂戴した基礎自治体、重要な役割を果たしていращやと思うので、しっかり周知をしていきたいと思います。計画承認を弾力的にという点については、税の適用の関係は、やはりルールもあるわけですが、変更が生じた場合には経済産業省に御相談いただければ、きちんと対応いたしますので、ぜひ取引先の方にお伝えいただければと思います。

山田先生から御指摘いただいた観光産業やサービス産業へのPRについてももしっかり対応してまいりたいと思います。

広井先生から頂戴しましたまちづくりや都市デザインとの連携についても、しっかり研究を深めていきたいと思います。

宇佐川先生から頂戴した人材の取組、しっかり検討を深めていきたいと考えております。

簡単ではありますが、先生方から頂戴したコメントへのお答えは以上でございます。

○松原分科会長 荒木課長、ありがとうございます。他の担当課長の方々から回答とあります。よろしいですか。——それでは、残り時間はほとんどなくなったのですが、私から少しまとめ兼ねまして、幾つか指摘をさせていただければと思います。

今日、実は1回目といいますか、分科会はこの3月だけでなく、御案内が行っているかと思いますが、5月か6月にもう一回開かせていただきます。今、未来法についていろいろな形で議論が進んできていて、いろいろ御指摘いただいたものを踏まえた形で、時間的にはまだもう少しいいのですよね。そういう面では、もう一回御議論いただいたり御意見、御質問いただけるということで、今日はいろいろな形で様々な観点から出させていただきます、ありがとうございました。

比較的集中しましたのが人材についての話と用地に関するような話をいろいろな方から御発言いただきました。冒頭、豊永委員から言われた話で私もほとんど同じような意見を考えておりまして、私から3点ほど指摘させていただきます。

1つは、未来法の活用の地域差が非常に気になっていまして、これは学術的にもどうしてなのかということをいろいろ分析したいと思っていますけれども、いろいろな理由があるかと思います。設備投資の動向辺りが反映していて、要するに基礎体力といいますか、基礎的なニーズによるのかもしれませんが、先ほどどなたかからも御指摘がありましたように、県によっては、まだよく理解できていない部分もある。未来法ができてから5年たっているのですけれども、その理解がまだまだ十分でないような部分もあったりする。あるいは、その前の法律、企業立地促進法と比べてどうなったのかという辺りの過去と今走っているものとの比較も必要かもしれません。

いずれにしても、計画はつくったものの、事業がなされていない例があまりにも多いので、そこはやはりしっかりと検証していく必要があるのかなと思っています。

2番目は、私も未来法に非常に期待していた連携支援計画については、続かないものが結構多いというのは非常にショッキングでありまして、そこはなぜなのかというところは、これもしっかりと検証する必要があると思います。要するに、連携支援計画をより磨き上げていくためにどのようにしたらいいかというところは要検討かなと。ですから、次の5

年になるのでしょうか、仕切り直してしっかりとしたもの。これは国の役割が結構重要で、国承認のハードルというか、そこ辺りをしっかりするべきではないかなと私は思っています。

3点目は、未来企業の評価が非常に高いのはいいのでしょうけれども、やはり個社の支援というものから地域のあるべき方向にどのように広げていくかということで、製造業もそうなのでしょうけれども、やはり観光とかまちづくりとか、様々な面で地域貢献といったものに未来企業の活躍をかなり期待したいところ。これは未来企業も思っているかもしれないし、基礎自治体も思っているし、県も思っているし、そういう面では相互に思っているのでしょうけれども、そこがなかなかまとまった形で力が入らない部分があるので、そこ辺りはやはり要検討で、今後につなげていただければと思っています。

大分話し過ぎましたけれども、以上にさせていただきまして、ほかの委員の方で何かあればお聞きしますが、よろしいでしょうか。——それでは、事務局にお戻しいたします。

○永澤地域経済産業政策課長 ありがとうございました。本日は活発な御審議をありがとうございました。

最後に、地域経済産業政策統括調整官の吉田より御挨拶いたします。

○吉田地域経済産業政策統括調整官 本日は大変貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

今日こちらから御提案させていただきました新たな事業環境整備のほかにも、土地の関係とか、あるいは地域のまちづくりや観光等、非製造業に関わる場所、あるいは人材等、いろいろな御意見をいただきました。こういったところを我々としてしっかり受け止めさせていただきまして、基本方針の改定に反映させ、地域未来投資促進法の効果的な運用、それから地域未来牽引企業のさらなる成長促進に向けて取り組んでまいりたいと思います。

特に最後、分科会長からもございましたけれども、連携支援計画については、今日の資料の中でも幾つか我々としても考え方を書かせていただきました。さらなる活用に向けてしっかり改めて考えてみたいと思います。また、地域未来投資促進法は、地域への波及効果というところがそのそのコンセプトとしてございますので、これについても分析を含めて、さらに検討を進めていきたいと思っています。

それから、地域の人材の確保との関係でも、地域経済牽引効果が期待される場所も未来企業等にはあるのかなと思います。今日も幾つか関連する大変貴重な御指摘もいただき

ました。そこも含めて、地域未来牽引企業の更新がこの後ございますので、議論をさらに進めてまいりたいと思います。

具体的な時期は、今調整させていただいておりますけれども、できればあまり遠くない5月、6月というところで、この審議会でも検討の進捗状況を御説明させていただきまして、また御審議いただければと思います。引き続き、御指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○永澤地域経済産業政策課長 本日はこれもちまして終了とさせていただきます。長時間にわたり貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

——了——